

令和7年度 市民提案型委託事業【テーマ提示型】

応募要領

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施するので、市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。

1 募集するテーマ

【男女共同参画啓発事業】

(1) 事業内容

男女共同参画の意識を市民に広く啓発するための講座の企画及び開催やパンフレットの作成

《例》

- ・子どもや若者を対象とした男女共同参画に関する初級講座の開催
- ・あらゆる世代へ男女共同参画の意識を啓発する講座の開催
- ・地域活動へ女性の参画を促すためのパンフレットの作成
- ・防災分野での女性参画の仕組みを考えるワークショップの開催 等

(2) 事業費

13万円(上限)※予算額は田原市議会第1回定例会議決後に確定します。

2 対象となる事業

対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 市が定めるテーマに合致している事業
- (2) 主に市内で実施される事業
- (3) 令和8年2月末までに完了する事業

3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 公序良俗に反する事業

(6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(7) 他の制度の補助金等の交付を受ける事業

(8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4 提案できる団体の要件

提案できる団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

(1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（氏名・住所を記載）

(2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体

(3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体

(4) 適切な会計処理が行われている又は行われる見込みがある団体

※提案団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

(1) 市民提案型委託事業企画書（様式第1号）

(2) 団体概要説明書（様式第2号）

(3) 業務内訳書（様式第3号）

(4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの

(5) 団体構成員の名簿（氏名・住所を記載）

(6) 団体収支決算書（直近のもの）

※新しく設立した団体は、直近の収支決算書の代わりに、団体または団体構成員の市民活動実績に関する資料を添付することができます。詳細については、事前にご相談ください。

6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び事業担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか ・地域の課題を的確に把握しているか
的確性 企画の確実性 専門性	・提案募集テーマに対して的確な事業であるか ・事業の企画が適切で精度の高いものであるか ・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか ・団体の事業を遂行する能力は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	・業務内訳書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 提案募集

令和7年4月1日（火）～5月30日（金）午後5時まで ※必着

8 応募方法

直接持参、郵送もしくはメールにて

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市役所企画部企画課 宛

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

10 募集から事業完了までのスケジュール

- (1) 募集期間 {4月1日（火）～5月30日（金）}
- (2) 事業担当課へのプレゼンテーション審査（6月中旬）※委託候補団体決定
- (3) 担当課と委託候補団体の協議（6月下旬）
- (4) 契約の締結（6月下旬）
- (5) 事業実施（契約日～翌2月末）
- (6) 実績報告書の提出
- (7) 委託料の支払い

1 1 その他

- (1) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただく場合があります。
- (3) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

1 2 問合せ先

田原市役所企画部企画課協働係

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3507 F A X：0531-23-0669

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp